

千葉県立野田特別支援学校

産業現場等における実習について

—実習生の受け入れに御理解と御協力を—



—高等部の生活について—

本校の生徒は、高等部卒業と同時に社会生活に移行します。高等部では、どの生徒もスムーズに社会生活に移行できるように「作業学習」に重点をおき、基本的な働く力を身に付けられるようにしています。また事業所や各施設の御協力をいただき、定期的の実習を行っています。

—実習の意義—

実習は、事業所や各施設での生活や仕事をとおして、働くことの大切さや社会生活の厳しさを学び、卒業後の社会生活への適応性を高めていくことにねらいがおかれています。学校で身に付けた力を実際に試し、より確かなものにする機会ともなり、特に卒業間近には、進路決定の機会となるものです。また、生徒は緊張感をもって働くことで、自ら「社会人」となることを意識し、大きく成長していくことにもなります。

—実習生の受け入れにご理解とご協力を—

多くの生徒は、高等部卒業で学校生活が終わります。学校生活を終えた生徒が、できる限り自立的に生活してほしいと保護者、教職員も願っています。

—実習実施にあたって—

- 対象学年 高等部2年生から3年生まで（17～18歳）
- 時 期 前期（6月～7月）
後期（10月～11月）
- 期 間 2週間程度（土日祝日を除く）
- 時 間 事業所、各施設の就業時間に合わせて実習をお願いします。
- 人 数 1人

【事業所内の実習生の指導について】

実習中、実習生の指導に時間的余裕がとれない場合は、必要に応じて学級担任が訪問し、巡回指導を行います。また一緒に作業につかせていただくこともあります。

【通勤及び交通費について】

家から実習場所まで、公共交通機関等を利用して通勤します。事前に保護者と協力して練習を行います。通勤に必要な交通費は、実習生が負担します。

【実習生の報酬について】

実習は教育活動の一環です。アルバイト等ではありませんので、報酬はいただきません。

【実習生の昼食について】

昼食は原則、実習生が持参します。社員食堂、給食、仕出し弁当などをいただく場合は、実習生が実費を負担します。

【実習生に怪我等が発生した場合について】

生徒全員が加入している「独立行政法人日本スポーツ振興センター法」に基づく補償が受けられます。また、学校でも緊急時の体制を整えていますので、御迷惑はおかけしません。

御不明な点がございましたら御連絡ください。

千葉県立野田特別支援学校

〒278-0003 野田市鶴奉147-1

TEL 04(7122)7270

FAX 04(7123)8474

担当 進路指導主事 内山 周作

就労支援コーディネーター 高橋 亮一